

議案第16号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり法律上県の義務に属する交通指導取締業務に係る損害賠償について和解し、
及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96
条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成25年9月11日

鳥取県知事 平井伸治

1 和解の相手方

鳥取市 個人

2 和解の要旨

県は、損害賠償金113,090円を支払うものとすること。

3 事件の概要

(1) 事件の発生年月日

平成25年6月11日

(2) 事件の発生場所

鳥取市扇町地内

(3) 事件の状況

鳥取県鳥取警察署所属の職員が、交通指導取締り中、和解の相手方が所有する普

通貨物自動車の停止を求めるため停止旗を差し出したところ、同車両に接触し、同車両が破損したものである。